

令和4年度 被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金

— 申請の手引き — (令和4年4月)



令和4年度事業として実施する本補助制度は、東日本大震災津波による被災家屋等に災害等の停電時においても一定の電力を供給することができる太陽光発電システムの導入を促進するため、被災者が、岩手県内の被災家屋等に太陽光発電システムを設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

補助金の詳細については、この手引きに加えて、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）、被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付実施細則（以下「実施細則」という。）をご確認ください。

お問い合わせ先

〒020-8570

盛岡市内丸10番1号

岩手県環境生活部環境生活企画室

グリーン社会推進担当

Tel : 019-629-5349・5271

Fax : 019-629-5334

岩手県ホームページ

トップページから次の項目をクリック

<http://www.pref.iwate.jp/>

くらし・環境

⇒

環境政策

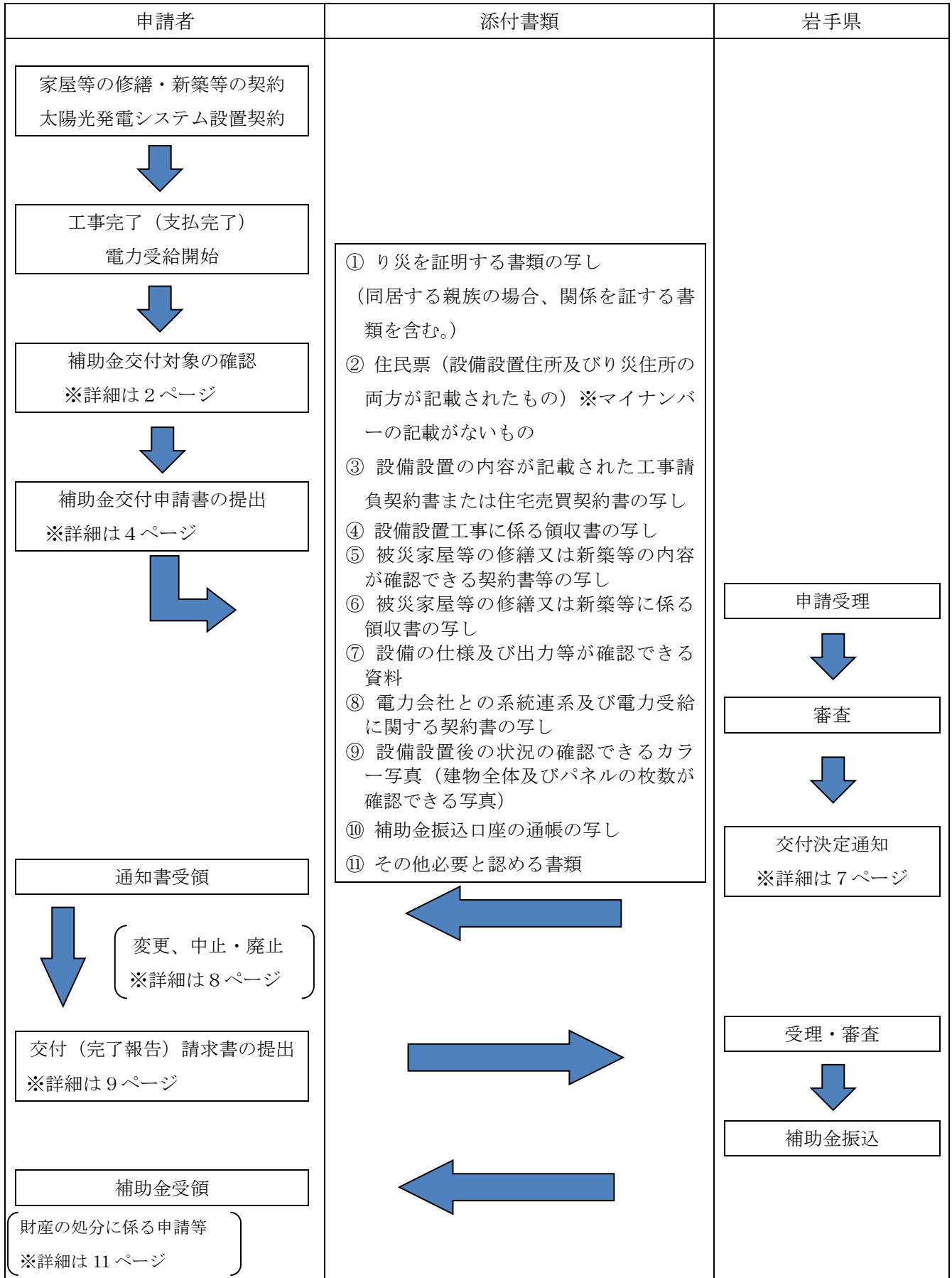
⇒

新エネルギー・省エネルギー

目 次

【手続きの流れ】	1
1. 補助金の交付対象	2
2. 補助金額	3
3. 手続きについて	3
4. 交付申請について	4
(1) 交付申請書	4
(2) 交付申請書の添付書類	6
5. 補助金の交付決定	7
6. 補助事業の変更、中止・廃止	8
(1) 補助事業の内容を変更するとき	8
(2) 補助事業を交付決定後に中止・廃止するとき	9
7. 交付（完了報告）請求、補助金の支払い	9
(1) 交付（完了報告）請求書について、交付（完了報告）請求書の記入方法	9
(2) 交付（完了報告）請求書の添付書類	10
8. 補助事業完了後について	10
9. 他の補助金との併用について	12
10. 特にご注意いただきたいこと	12
11. Q & A	13
12. 申請書類・添付書類のチェックリスト	15

手続きの流れ



1. 補助金の交付対象

補助金の交付対象となるのは、☆又は★のいずれかに該当し、かつ、①～④の全てに該当する方の太陽光発電システム設置事業です。

(要綱第2、3条)

☆ 東日本大震災津波で自ら居住していた家屋（若しくは事業の用に供するための事業所等）に半壊以上の被害を受けた者が、修繕又は新築等を行った建物に、2012年4月1日以降、新たに太陽光発電システムを設置し電力受給を開始したものの。

★ 災害公営住宅（戸建）に居住する者が、2012年4月1日以降、新たに太陽光発電システムを設置し電力受給を開始したものの。（所管する市町村の承認が必要。）

※ ☆★共に、中古品の設置、増設、修繕その他これに類するものは除く。

- ① 補助金の交付申請をしようとする者が自ら使用するもの。
- ② この制度による補助金の交付を受けていない者が設置するもの。
- ③ 太陽光発電システムの設置に際して、この制度による補助金以外の県の補助金を受けていない者が設置するもの。
- ④ 太陽光発電システムの太陽電池の最大出力が10kW未満であること。



注 意 事 項

- ◆岩手県内に設置されるものが対象となります。
- ◆対象設備の設置完了は電力受給が開始された日とします。
- ◆リースによる設置の場合は、補助金の交付対象となりません。
- ◆個人（個人事業者を除く）の場合、「住家」が被災されていることを確認します。そのため、「非住家」である倉庫や蔵のみ被災した場合は、補助金の交付対象となりません。
- ◆被災した方が新たに太陽光発電システムを追加する場合、増設分を含めて10kW未満であることが必要です。また、この場合、太陽電池モジュール、パワーコンディショナともに増設することが条件です。
- ◆被災した家屋の修繕や新築等を、2012年4月以前に行っていても、太陽光発電システムの設置完了が2012年4月1日以降であれば補助金の交付対象となります。

2. 補助金額

(要綱第4条)

○太陽電池の最大出力に、1 kW当たり2万円を乗じて得た額。(千円未満は切捨て)

<例> 最大出力が3.96 kWの場合

3.96 kW × 20,000円 = 79,200円 (千円未満切捨て) ⇒補助金額 7万9千円



◆太陽電池の最大出力が10 kW未満であること。
(10 kW以上の設備を設置した場合は補助金の交付対象となりません。)

3. 手続きについて

(1) 手続きの流れ (要綱第5条、実施細則第2、3条)

補助金を受けようとする方は、太陽光発電システムの設置工事及び太陽光発電システムの経費に係る支払いが完了した後で、補助金の交付申請書及び添付書類を提出してください。

平成24年4月1日以降に設置完了(電力受給開始)したものが対象となります。

交付申請書の受付期間：令和4年4月1日から令和5年3月10日まで

交付申請書等を審査し、予算の範囲内において補助金を交付すべきと認めるときは、県から交付決定通知書を申請者あてで通知します。

交付決定通知書を受け取った方は、補助金の受領のため、交付(完了報告)請求書を県へ提出してください。

交付(完了報告)請求書の提出期日：補助金の交付決定通知を受領した日から起算して14日以内

手続きの全体の流れについては1ページのフロー図、各手続きの詳細については、4ページ「4. 交付申請について」以降をご参照ください。

(2) 書類の提出方法 (要綱第5条)

県に提出する書類の部数は1部で、郵送又は持参により提出してください。

また、県から問合せする場合がありますので、提出の際には、書類の写しを保管する等の対応をお願いいたします。

(3) 手続きの代行 (要綱第6条)

この補助金の交付を受けようとする方は、補助金の交付申請や交付請求等について、住宅用太陽光発電システムを設置した販売事業者等に対して、これらの事務手続きを代行してもらうことができます。

- ◆ 手続代行者は、誠意をもって事務手続きを実施するものとし、手続きの代行を通じて得た申請者の情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとします。
- ◆ 県は、手続代行者が手続きを偽り、その他不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、県の所管する契約の全部又は一部について一定期間指名停止することができ、また、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、一定期間本事業の手続きの代行を認めないことができるものとしますので、その旨を了承のうえ手続きの代行を行ってください。

4. 交付申請について

(1) 交付申請書（様式第 1 号：被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付申請書）

（要綱第 5 条）

様式は県のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。手続きに際しては、本手引きや県のホームページで公開している記載例も併せてご活用し、記入漏れがないようにしてください。

県に到達後、本人確認のため、申請者に電話により住所、氏名等確認事項の聞き取りを行う可能性があります。

従来通り申請者欄に押印して提出された場合には本人確認を行いません。

《交付申請書の記入方法》

○「1. 申請年月日」欄

申請書を提出する日を記入してください。（郵送による提出の場合は、郵送物の消印又は運送会社受付の日付を提出日とします。）

○「2. 申請者」欄

郵便番号・住所・氏名	申請者が、個人の場合は、申請者の郵便番号、住所、氏名を記入してください。法人の場合は、申請者の郵便番号、所在地、名称、代表者名を記入してください。
電話・FAX番号	申請者の電話番号（FAXをお持ちの場合はその番号）を記入してください。

○「3. 補助金交付申請額」欄

下記「7. 設置した設備の規模等」に記載する太陽電池の最大出力（kW）に、2万円を乗じて得た額（千円未満切捨て）を記入してください。

○「4. 太陽光発電システムの設置場所」欄

所在地	太陽光発電システムを設置した家屋等の住所を記入してください。なお、対象システムは岩手県内に設置することが条件です。
建築区分	被災により家屋を新築した場合は「新築」、被災した家屋の修繕を行った場合は「既築」、太陽光発電システム（過去に連系されていない未使用品）が設置された家屋を購入した場合は「建売」のいずれかにチェックをしてください。事業の用に供する施設に設置した場合は、これに加えて「事業所」にもチェックをしてください。 ※家屋を新築後に、別途太陽光発電システムを設置した場合は、「新築」にチェックをしてください。

○「5. 補助事業着手日」欄

太陽光発電システムの設置工事着手日を記入してください。

○「6. 事業完了年月日」欄

①「太陽光発電システムと電力会社の電力系統が連系され電力の受給が開始された日付」又は②「太陽光発電システムの経費に係る支出完了日(設備設置工事に係る領収書の写しに記載された領収日)」のいずれか遅い日を記入してください。

○「7. 設置した設備の規模等（太陽電池モジュール）」欄

太陽電池の最大出力（公称最大出力、小数点以下2桁未満切り捨て）、製造メーカー、型式、枚数（型式が違うものの組合せの場合、それぞれの型式と枚数を記入。）を記入してください。

※ 電力会社が発行する「太陽光受給契約確認書」の受給最大電力ではありません。

○「8. 設置に要した経費」欄

太陽光発電システムの設置に要した経費（税抜）を記入してください。対象は次のとおりです。

太陽電池モジュール
架台
パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）
その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター）
設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事等を含む）

※ 余剰電力売電メーター及び申請の手続き費用等は経費の対象となりません。

○「9. 本要綱の補助金の利用」欄

太陽光発電システムの導入に際して、この要綱による補助金をこれまでに利用されたことのある方は申請できません。ある場合は、「ある」にチェックすると共に、何年度活用したかを記載し、ない場合は、「ない」にチェックをしてください。

○「10. 手続きの方法」欄

申請書提出等の手続きについて、申請者本人が行う場合には「申請者」に、太陽光発電システムの販売等をする者が代行して行う場合には「手続代行者」にチェックをしてください。

○「11. 手続代行者」欄

手続を手続代行者が行う場合には、手続代行者の住所、会社名、代表者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、担当者名を記入してください。

○「12. 補助金振込先」欄

- ・ 補助金の振込先の口座を記入してください。口座は、振込可能な口座を記載してください。
- ・ 名義人は氏名と共にふりがなを記入してください。
- ・ 振込先は原則、申請者名義の口座とします（※普通又は当座預金口座をお願いします）。

(2) 交付申請書の添付書類 (要綱第5条)

交付申請書には次の書類を添付してください。なお、添付書類はいずれも文字(印がある場合は印影)が明確に判別できるものを添付してください。内容が確認できない場合、書類を再提出していただくことがあります。

○「1. り災を証明する書類の写し」

- ・ 市町村が被災状況の確認を行い、確認した事実に基づき発行したものを添付してください。
- ・ 申請者がり災を証明する書類の交付を受けた者本人ではなく、同居する親族の場合、申請者とり災証明を受けた者本人の関係を証する書類（住民票の写し等）を添付してください。
- ・ 高速道路の無料利用に際して取得されたり災証明書では受付しておりません。

○「2. 住民票の写し」(マイナンバーの記載がないもの)

添付書類として提出する住民票の写しには、次の①、②の両方の住所が記載されている必要があります。

- ① 太陽光発電システムを設置した家屋等の住所（申請者自ら家屋等を使用、または居住することを確認するため）
 - ② り災証明書に記載されているり災場所の住所（り災場所に住んでいたことを確認するため）
- ※ 居住地の確認が本籍ではできない場合がありますので、住民票を提出していただくこととしています。また、事業所の場合、住民票の代わりにり災場所が掲載されている登記簿謄本（法人）又は所得税の確定申告書（個人）を提出してください。

○「3. 設備設置の内容が記載された工事請負契約書または住宅売買契約書の写し」

- ・ 太陽光発電システムの設置工事に係る契約書の写し等で、被災者が行ったことが確認できるものを添付してください。
- ・ 住宅新築や住宅改修などの契約書の中に対象となる太陽光発電システムの設置に係る契約が含まれる場合、対象となる太陽光発電システムの数量や金額等の費用の内訳が記載された書類も添付してください。

○「4. 設備設置工事に係る領収書の写し」

対象となる太陽光発電システムの費用の支払いが確認できる書類の写しを添付してください。

- 「5. 被災家屋等の修繕又は新築等の内容が確認できる契約書等の写し」
 - ・ 被災した建物の修繕又は新築等に係る契約書の写し等で、被災者が行ったことが確認できるものを添付してください。
 - ・ 修繕の場合、被災箇所を修繕したことが確認できる資料を添付してください。（修繕箇所が明記してある契約書、修繕箇所の写真を添付等）

- 「6. 被災家屋等の修繕又は新築等に係る領収書の写し」

被災家屋等の修繕又は新築等に係る支払いが確認できる書類の写しを添付してください。
（例 領収書の写し、銀行振込受付書の写し、住宅メーカー作成の精算書の写し 等）

- 「7. 設備の仕様及び出力等が確認できる資料」
 - ・ 補助金額の算定に用いる太陽電池の最大出力を確認するため、太陽電池モジュールの型式、モジュール単位当たりの出力、枚数等が確認できる資料とします（**家屋に実際に設置した太陽光発電システムの製造番号及び出力特性等が把握できるもの。カタログは、実際に設置した太陽光発電システムであることの判断ができないため不可とします**）。
 - ・ 具体的には、型式や出力を確認するために出力対比表、枚数の確認のために配置図面等の添付が必要になります。
 - ・ ダミーのモジュールを設置する場合、出力を確認するために結線図等の図面も提出してください。

- 「8. 電力会社との系統連系及び電力受給に関する契約書の写し」

申請者と契約名義人が異なる場合（同居する親族を契約名義人としている場合等）は、申請者との関係を証する書類（住民票の写し等）の添付が必要です。

- 「9. 設備設置後の状況が確認できるカラー写真」
 - ・ 建物全体が見える写真を添付してください。
 - ・ 太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真を添付してください。
（一枚で全部が写らない場合、複数枚に分けて写す等の対応をお願いします。）

- 「10. 補助金振込口座の通帳の写し」

補助金振込先の内容（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人（ふりがな））が確認できる部分の写しを添付してください。

- 「11. その他必要と認める書類」

事業内容の確認のため、他にも必要な書類を求めることがありますのでご了承ください。

5. 補助金の交付決定

県は、提出された交付申請書等の内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行ったうえで、予算の範囲内において補助金を交付すべきと認めたときは『被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付決定通知書』を申請者あて（手続代行者あてではありません）に郵送します。（実施細則第3条）

交付決定通知書は、交付申請書を受付した日（添付書類を含む交付申請書に不備や不足がなくなった日）から14日以内に発行します。なお、年度初めや年度末など交付申請書の提出が多い時期には発行が遅れることもありますので、ご了承ください。



◆交付決定通知書は、補助金の支払を確約するものではありません。交付（完了報告）請求書が提出され、その審査が完了した時点で初めて補助金交付の要件を具備するものです。

6. 補助事業の変更、中止・廃止

交付決定通知書の受領後に、補助事業の内容の変更（軽微なものを除く）をするときや、補助事業を中止・廃止するときは、それぞれ手続きが必要です。なお、本補助事業は、対象設備の設置が完了した後で補助金の交付申請書を提出していただくため、あらかじめ変更が予定される場合は、その変更が完了したうえで交付申請の手続きを始めるようお願いします。（要綱第5、7条）

（1）補助事業の内容を変更するとき

太陽光発電システムの型式や枚数の変更等により補助額の変更があるときは、『被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書』（様式第2号）と、変更の内容が分かる書類を併せて提出してください。なお、変更により公称最大出力が増加する場合、予算の範囲内において補助金を交付すべきと認めたものについて、補助金の額を増額します。

《変更承認申請書の記入方法》

○「1. 申請日」欄

申請書の提出を行う日を記入してください（郵送による提出の場合には、郵送物の消印又は運送会社受付の日付を提出日とします。）。

○「2. 申請者」欄

交付申請書に準じて記入してください。

○「3. 日付・県指令番号」欄

- ・ 日付は交付決定通知書の交付日を記入してください。
- ・ 県指令番号は、交付決定通知書の右上にある「岩手県指令環生第△△-〇号」に合わせて記入して

ください。

○「4. 変更の内容」欄

- ・ 変更前と変更後の内容が分かるよう記入してください。
- ・ 太陽光発電システムの型式や枚数の変更により、補助額の変更がある場合、変更前と変更後の太陽光発電システムの型式と枚数及び補助額をそれぞれ記入してください。

○「5. 変更の理由」欄

変更することとなった理由を具体的に記入してください。

○「6. 変更の生じた年月日」欄

太陽光発電システムの型式や枚数の変更を行った場合、電力会社との変更契約にある電力受給の開始日を記入してください。

(2) 補助事業を交付決定後に中止・廃止するとき

補助事業を中止・廃止するときは、『被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書』（様式第2号）を提出してください。（添付書類はありません）

≪中止・廃止承認申請書の記入方法≫

○「1. 申請日」、「2. 申請者」、「3. 日付・県指令番号」欄

変更承認申請と同じ

○「4. 中止・廃止の内容」、「5. 中止・廃止の理由」、「6. 中止・廃止の生じた年月日」欄

中止・廃止することとなった事項について項目ごとに具体的に記入してください。

7. 交付（完了報告）請求・補助金の支払い

交付決定通知書を受領した日から起算して14日以内に交付（完了報告）請求書を提出していただく必要があります。（変更承認通知を受けた方については、その通知を受領した日から起算して14日以内。）

また、交付の決定（変更承認）の内容から変更があった内容（軽微な変更も含む）は、変更後の内容で記入し、変更した内容が確認できる書類を添付してください。

(1) 交付（完了報告）請求書（様式第4号：被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付（完了報告）請求書）

様式は県のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。手続きに際しては、本手引きや県のホームページで公開している記載例も併せてご活用ください。なお、注意事項にありとあり、記載誤りがないよう注意のうえ、書類を作成してください。

請求書の提出においても、再度電話による本人確認を行う可能性があります。

以下の場合には本人確認を行いません。

- ・従来通り申請者欄に押印して提出した場合
- ・電子メール本文中に①「被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金の請求書の提出」であること
②申請者本人の電話番号を記載した上、電子メールにて請求書を提出した場合



◆交付（完了報告）請求書の「補助金交付決定額」及び「補助金請求額」は一切の訂正を認めておりません。誤って記入した場合は、書類の再作成をお願いします。

◆上記以外の箇所を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、請求書で使用する申請者の印鑑と同じ印鑑で訂正印を押してください。

◆修正液や砂消しゴムを使用したもの、書きなぞりによる訂正は認めておりません。

《交付（完了報告）請求書の記入方法》

○「1. 申請日」欄

請求書の提出を行う日を記入してください（郵送による提出の場合には、郵送物の消印又は運送会社受付の日付を提出日とします。）。

○「2. 申請者」欄

交付申請書に準じて記入してください。

○「3. 日付・県指令番号」欄

- ・日付は交付決定通知書の交付日を記入してください。
- ・県指令番号は、交付決定通知書の右上にある「岩手県指令環生第〇号」に合わせて記入してください。

○「4. 補助金交付決定額」欄

補助金交付決定通知書（若しくは補助金交付変更承認通知書）の補助金交付額を記入してください。

○「5. 補助金請求額」欄

補助額の変更を伴う変更がない場合は、補助金交付決定通知書の補助金交付額、変更した場合は、補助金交付変更承認通知書の補助金交付額と同額になります。

○「6. 太陽光発電システムの設置場所」欄

- ・交付申請書に準じて、太陽光発電システムを設置した場所の所在地及び建築区分を記入してください。
- ・電力会社との電力受給契約書の記載と一致している必要があります。

○「7. 補助事業着手日」欄、「8. 事業完了年月日」、「9. 設置に要した経費」、「10. 設置した設備の規模等（太陽電池モジュール）」、「11. 振込先」欄

交付申請書（若しくは変更承認申請書）に準じて記入をしてください。

(2) 交付（完了報告）請求書の添付書類

交付決定（変更承認）の内容から変更（軽微な変更も含む）があった場合、その内容が分かる関係書類を添付してください。なお、添付書類はいずれも文字（印がある場合は印影）が明確に判別できるものを添付してください。内容が確認できない場合、書類を再提出してもらうことがあります。

8. 補助事業完了後について

(1) 財産の適正管理（要綱第9条）

補助事業者（補助金を受領するもの。以下同じ。）は、この補助金により設置した設備を、補助事業完了後においても、善良な管理の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従い、その効率的な運用を図らなければなりません。

◆留意事項

規則第19条第1項及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により、本補助金を活用し、**太陽光発電システムを設置した後、17年が経過する前に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄等行う場合は、県に対し、事前に承認を受ける必要があります。**

(2) 財産の処分に係る申請等（実施細則第5条）

補助事業者が太陽光発電システムの財産処分を行う場合は、補助金に係る財産処分承認基準（平成21年11月2日予第174号）に定める財産処分承認申請書を知事へ提出しなければなりません。

また、申請時に、知事からその他必要と認めた書類※の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければなりません。

※具体例（財産処分の事業ごとに確認のために必要となる書類が異なるため、詳細は県庁環境生活企画室へお問い合わせ下さい）

財産処分事案例	その他必要と認めた書類(例)
売却による譲渡	売却額がわかる書類(見積書・契約書等)
相続・贈与による譲渡	住民票等
その他(代行業者経由で申請を行う場合)	委任状

(3) 関係書類の保管（要綱第10条）

補助事業者及び手続き代行者は、この補助金に係る証拠書類を補助事業が完了した翌年度から起算して17年間保管してください。

(4) 太陽光発電システムの利用に関する情報提供（要綱第11条）

県は、補助事業者に対し、必要に応じて太陽光発電システムに関するアンケート調査などを実施しますので、ご協力をお願いします。

(5) 立入検査等（要綱第8条）

県は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者及び手続代行者に対して、必要な報告を求め、または、当該職員に、その設置場所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができます。



◆この補助金に関して不正が発覚した場合には、規則により、補助の取消しや補助金の返還等が命じられます。

9. 他の補助金との併用について

○市町村によっては、県とは別に補助制度を実施しているところがあります。

別途、手続きが必要になりますので、詳細は各市町村にお問合わせください。

10. 特にご注意いただきたいこと

○ 申請書の提出について

1 申請書の受付期間は、『令和4年4月1日から令和5年3月10日(必着)まで』です。

2 申請書は、先着順で受け付けます。

※ 申請額が予算額に達した場合、受付期間内であっても、受付を終了しますので、ご了承ください。

○ 添付書類（住民票の写し）について（マイナンバーの記載がないもの）

添付書類として提出する住民票の写しには、次の①、②両方の住所が記載されている必要があります。

① 太陽光発電システムを設置した家屋等の住所（申請者自ら家屋等を使用、または居住することを確認するため）

② り災証明書に記載されているり災場所の住所（り災場所に住んでいたことを確認するため）

※ 短期間に複数回の引っ越しを行ったものの、住民票にその記載が無い場合は、住居移転の経緯等を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

11. Q & A

本補助金の交付対象については、様々な事案が想定されます。今までに寄せられた質問とその回答は下記のとおりですので、参考にしてください。

なお、申請にあたり他にも不明点等が生じた場合は、なるべく工事着工前など事前に環境生活企画室までご相談ください。

○交付対象となる場合

Q 1 被災していない申請者が、被災家屋等を修繕等のうえ、被災した親族と同居する場合は対象となるか。

(例：被災していない息子が両親（被災者）と同居するために家屋を新築（太陽光発電システムも併せて設置し、新築家屋・太陽光発電システム等の契約及び支払は息子が行う場合）

A 1 同居する親族（両親）が東日本大震災で被災しているため、被災者に代わり家屋等を準備する申請者（息子）を補助金の交付対象者とします。なお、この場合、申請者と被災した親族が同居することが確認できる書類（両者の住民票の写し等）の提出が必要となります。

Q 2 震災時、仕事の都合で被災家屋に居住していなかった場合であっても、今後、修繕等のうえ当該家屋に居住する場合は対象となるか。

(例：転勤等で実家を離れている方が、震災で被害を受けた実家（震災時、実家に居住者なし。）を修繕し、太陽光発電システムを設置のうえ、居住する場合）

A 2 申請者が当該家屋に以前、居住していたことが確認できた場合、被災住宅に居住していた者と同等の者として扱い、補助金の交付対象とします。なお、この場合、居住していた事実を確認できる書類（住民票の写し等）の提出と震災時に居住していなかった理由の確認が必要となります。

○交付対象とならない場合

Q 1 下記①～④の場合、本補助金の交付対象となるか。

① 被災したが、家屋の修繕や新築等を行っていない場合。

② 被災された方が、被災していない親族の家に移り住み、その親族宅に太陽光発電システムを設置する場合。

③ 被災された方が、東日本大震災前から所有する家屋に移り住み、その家に太陽光発電システムを設置する場合。

④ 入所していた支援施設等が被災したため、被災していない自宅へ転居し、この自宅に太陽光発電システムを設置する場合。

A 1 本補助金では、被災した家屋等の修繕又は新築等が行われることを要件としているため、①～④については、いずれも補助金の交付対象外となります。（なお、④にて、当該支援施設経営者から、施設を修繕等のうえ太陽光発電システムを設置するとして補助金の交付申請があった場合は、補助金の交付対象として取扱います。）

Q 2 個人（事業者以外）の申請において「非住家」である倉庫や蔵のみ被害を受けた場合。

- A 2 個人（事業者以外）では「住家」に被害を受けた方を対象とするため、この事案については、補助金の交付対象外となります。

○住民票について

- Q 1 震災時に住んでいた市町村（A 市）から、別の市町村（B 市）に避難し、B 市に住民票を移した。その後、C 市で住宅を再建し太陽光発電設備を設置したが、C 市から取得した住民票には現在の住所と従前の住所である B 市の住所しか記載されていない。この場合、現在の居住地である C 市の住民票を提出することで良いか。
- A 1 補助金申請に当たっては、り災証明書に記載されたり災場所に申請者が住んでいたことと、太陽光発電設備を設置した場所に居住していることを証明していただく必要があります。C 市の住民票に A 市住所が記載されない場合は、次の書類を添付していただくことで補助金申請ができますので、ご不明な場合は、お問い合わせ下さい。

【対応例】

戸籍の附票（A 市～C 市までの住所移動履歴記載）を取得し、申請書類に添付する（本籍地がある市町村で取得できます）。

※震災日以降(平成 23 年 3 月 11 日)に本籍を動かしていないこと。

12. 申請書類・添付書類のチェックリスト

- 提出前の確認にご活用ください。
- ※ 書類作成にあたり不明点等が生じた場合は、岩手県環境生活部環境生活企画室
グリーン社会推進担当（TEL:019-629-5349・5271）までお問い合わせください。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 【申請書様式第1号（詳細は4ページ）】 | □ |
| ○ 申請者名、郵便番号や住所の記載がありますか。 | □ |
| ○ 補助金交付申請額は、千円未満切捨てになっていますか。 | □ |
| ○ 設置経費に対象外の費用が含まれていないか。また金額は税抜額ですか。 | □ |
| ○（手続代行者）社名、代表者名等の記載がありますか。 | □ |
| ○ 補助金振込先の口座名義人と申請者は一致していますか。 | □ |

【添付書類（詳細は6ページ）】

- ① り災を証明する書類の写し
- り災証明を受けた方と補助金の申請者は同一人ですか。
- ※ 同居する親族の場合、申請者及びり災証明を受けた者本人の関係を証する書類（住民票の写し等）を添付。
- ② 住民票（設備設置場所及びり災住所が記載されているもの）の写し
- 住民票には、①設備設置場所（太陽光発電システムを設置した家屋等の住所）及び②り災住所（り災証明書に記載されているり災場所の住所）の両方が確認できますか。
- ③ 設備設置の内容が記載された工事請負契約書または住宅売買契約書の写し
- 太陽光発電システムの費用（経費）が資料から確認できますか。
- ※ 契約書に記載されていない場合、経費が分かる書類（内訳明細等）を添付。
- （個人申請）契約者は、被災した方、若しくはその方と同居する親族ですか。
- ※ 契約者が直接被災していない場合、申請者と被災親族の同居が確認できる書類（両者の住民票の写し等）を添付。
- ④ 設備設置工事に係る領収書の写し
- ⑤ 被災家屋等の修繕又は新築等の内容が確認できる契約書等の写し
- （個人申請）契約者は、被災した方、若しくはその方と同居する親族ですか。
- ⑥ 被災家屋等の修繕又は新築等に係る領収書の写し
- ⑦ 設備の仕様及び出力等が確認できる資料
- 太陽電池モジュールの型式、出力が確認できる資料及び配置図が添付されていますか。
- ⑧ 電力会社との系統連系及び電力受給に関する契約書の写し
- 電力の受給開始日は平成24年(2012年)4月1日以降ですか。
- 申請者と契約名義人は同一人ですか。
- ※ 異なる場合、申請者との関係を証する書類（住民票の写し等）を添付。
- ⑨ 設備設置後の状況が確認できるカラー写真
- 写真から設置枚数が確認できますか。（確認できない場合、写真を複数枚に分ける等の対応）
- ⑩ 補助金振込口座の通帳の写し
- 金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できますか。
- ⑪ その他必要と認める書類